

愛知県産業廃棄物税条例施行規則

平成十七年十一月二十五日

規則第百十八号

改正	平成一八年十一月二四日規則第九〇号	平成一九年三月三〇日規則第四〇号
	平成一九年一〇月一九日規則第六二号	平成二五年一月二七日規則第四三号
	平成二七年三月三十一日規則第二一号	平成二七年一月二二日規則第六一号
	平成二七年一月二五日規則第六五号	平成二八年一月二七日規則第六二号
	平成三〇年三月二七日規則第一六号	令和元年六月二八日規則第四九号
	令和二年三月二七日規則第二〇号	令和二年一月二八日規則第八〇号
	令和三年七月九日規則第四二号	

愛知県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

愛知県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[愛知県産業廃棄物税条例](#)（平成十七年愛知県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(産業廃棄物の体積を換算して得た重量)

第三条 [条例第四条第二項](#)に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの体積の計測が困難な産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
法第二条第四項第一号に掲げる燃え殻	一・一四
法第二条第四項第一号に掲げる汚泥	一・一〇
法第二条第四項第一号に掲げる廃油	〇・九〇
法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類	〇・三五
令第二条第一号に掲げる紙くず	〇・三〇
令第二条第二号に掲げる木くず	〇・五五
令第二条第三号に掲げる繊維くず	〇・一二
令第二条第四号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇

令第二条第四号の二に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	一・〇〇
令第二条第五号に掲げるゴムくず	〇・五二
令第二条第六号に掲げる金属くず	一・一三
令第二条第七号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	一・〇〇
令第二条第八号に掲げる鋳さい	一・九三
令第二条第九号に掲げる工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
令第二条第十号に掲げる動物のふん尿	一・〇〇
令第二条第十一号に掲げる動物の死体	一・〇〇
令第二条第十二号に掲げるばいじん	一・二六
令第二条第十三号に掲げる廃棄物	一・〇〇
備考 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。	

(特別徴収義務者としての指定)

第四条 県税事務所の長（以下「所長」という。）は、[条例第十一条第二項](#)の規定により特別徴収義務者を指定する場合は、産業廃棄物税特別徴収義務者指定書（[様式第一](#)）によらなければならない。

2 所長は、前項の指定を取り消す場合は、産業廃棄物税特別徴収義務者指定取消書（[様式第二](#)）によらなければならない。

(特別徴収義務者としての登録の申請)

第五条 [条例第十二条第一項](#)又は[第二項](#)の規定による登録の申請及び同条第三項の規定による登録の変更の申請は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録（変更）申請書（[様式第三](#)）によらなければならない。

(特別徴収義務者の証票)

第六条 [条例第十二条第四項](#)の証票は、[様式第四](#)による。

2 [条例第十二条第四項](#)の規定による証票の交付を受けた者が当該証票を損傷し、又は亡失した場合には、直ちに、その再交付の申請をしなければならない。

(納入申告書等)

第七条 [条例第十三条](#)の納入申告書は、[様式第五](#)による。

2 第三条の規定による当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準量として前項の納入申告書を提出する場合は、同項の納入申告書には、産業廃棄物税重量換算明細書（[様式第六](#)）を添付しなければならない。

(徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件等)

第八条 [条例第十四条第一項](#)後段に規定する規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が、当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 [条例第十四条第一項](#)後段の規定により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十の規定の例による。

3 [条例第十四条第二項](#)の申請書は、産業廃棄物税徴収猶予申請書（[様式第七](#)）による。

4 所長は、[条例第十四条第一項](#)の規定による徴収猶予の申請の全部若しくは一部を承認する場合又はこれを却下する場合においては、産業廃棄物税徴収猶予承認（申請却下）通知書（[様式第八](#)）を申請者に交付しなければならない。

一部改正〔平成二七年規則六五号〕

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請書等）

第九条 [条例第十五条第二項](#)の申請書は、産業廃棄物税還付（納入免除）申請書（[様式第九](#)）による。

2 所長は、[条例第十五条第一項](#)の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請の全部又は一部を承認する場合においては産業廃棄物税還付（納入免除）承認通知書（[様式第十](#)）を、当該申請を却下する場合においては産業廃棄物税還付（納入免除）申請却下通知書（[様式第十一](#)）を申請者に交付しなければならない。

（最終処分場における埋立処分開始の報告）

第十条 [条例第十六条第一項](#)の規定による埋立処分開始の報告及び同条第二項の規定による変更の報告は、産業廃棄物税最終処分場埋立処分開始（変更）報告書（[様式第十二](#)）によらなければならない。

（納付申告書等）

第十一条 [条例第十七条](#)の申告書及び[条例第十八条第二項](#)の修正申告書は、[様式第十三](#)による。

2 第三条の規定による当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準量として前項の申告書又は修正申告書を提出する場合は、同項の申告書又は修正申告書には、産業廃棄物税重量換算明細書（[様式第六](#)）を添付しなければならない。

（更正及び決定の通知書）

第十二条 [条例第二十条第四項](#)、[第二十三条第七項](#)又は[第二十四条第五項](#)の規定による通知は、産業廃棄物税等更正（決定）通知書（[様式第十四](#)）によらなければならない。

一部改正〔平成一八年規則九〇号・二五年四三号・二八年六二号〕

（帳簿の記載事項）

第十三条 [条例第二十五条第一項](#)第四号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 搬入された産業廃棄物の種類及び体積（第三条の規定による当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準量とする場合に限る。）
- 二 特別徴収義務者にあつては、納税義務者の氏名又は名称及び法第十二条の三第一項の規定による交付又は同条第三項後段の規定による回付を受けた産業廃棄物管理票の交付番号（法第十二条の五第一項又は第二項の規定により法第十三条の二第一項に規定する情報処理センターに当該産業廃棄物に係る登録がされている場合は、当該登録番号）

一部改正〔平成二八年規則六二号・令和二年二〇号〕

（帳簿の電磁的記録による保存等）

第十四条 [条例第二十六条第一項](#)の規定により同項第一号に掲げる方法をもって[条例第二十五条第一項](#)に規定する帳簿（以下単に「帳簿」という。）の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者及び申告納税者は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十五条第一項の規定の例により、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

2 [条例第二十六条第一項](#)の規定により同項第二号に掲げる方法をもって帳簿の備付け及び保存に代え、又は同条第二項の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者及び申告納税者は、地方税法施行規則第二十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含

む。)の規定の例により、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

- 3 [条例第二十六条第二項](#)に規定する規則で定める場合は、地方税法施行規則第二十六条第三項の規定の例による場合とする。

一部改正〔平成二七年規則六一号・令和三年四二号〕

(賦課徴収)

第十五条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、[愛知県県税規則](#) (昭和二十五年愛知県規則第五十八号) の定めるところによる。この場合において、同規則第一条中「その他」とあるのは「[愛知県産業廃棄物税条例](#) (平成十七年愛知県条例第七号) その他」と、同規則第四条第一項及び第二項中「の規定」とあるのは「並びに[愛知県産業廃棄物税条例第八条第一項](#)の規定」と、同規則第七条中「に規定する」とあるのは「([愛知県産業廃棄物税条例第十四条第三項](#)において準用する場合を含む。)に規定する」と、同規則第九条第六項及び第十条中「において」とあるのは「並びに[愛知県産業廃棄物税条例第十四条第三項](#)において」と、同規則第十条の二中「第十六条の二第一項」とあるのは「[愛知県産業廃棄物税条例第十四条第三項](#)において準用する場合を含む。）」とする。

- 2 この規則に定める様式のほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について、[愛知県県税規則](#)に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

一部改正〔平成二八年規則六二号〕

(賦課徴収に要する費用)

第十六条 [条例第二十九条](#)の産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用は、当該年度の歳入に属する産業廃棄物税の額の百分の七に相当する額とする。

一部改正〔平成三〇年規則一六号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年三月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 [条例附則第五項](#)の規定により行う特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この規則の施行前においても、第四条及び第五条第一項の規定の例により行うことができる。

(愛知県県税事務取扱規則の一部改正)

- 3 [愛知県県税事務取扱規則](#) (昭和三十九年愛知県規則第七十二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成十八年十一月二十四日規則第九十号)

- 1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。(後略)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている納付書その他の用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第四十号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている納付書その他の用紙(中略)は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十九年十月十九日規則第六十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている還付・充当通知書その他の用紙（中略）は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十五年十二月二十七日規則第四十三号）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。（後略）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている納税通知書その他の用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十二日規則第六十一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十七年十二月二十五日規則第六十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第六十二号）

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第三条中愛知県産業廃棄物税条例施行規則第十三条第二号及び第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日規則第十六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日規則第二十号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和三年七月九日規則第四十二号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

W様式第1（第4条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者指定書

第 年 月 日

様

愛知県 県税事務所長 印

あなたを次の最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定します。
 なお、この指定書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者の登録の申請をしてください。

最終処分場	所在地	
	名称	
最終処分業者の氏名又は名称		
この指定は、 年 月 日から適用します。		
指定の理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 用紙の欄外に次の文言を記載すること。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。」

一部改正〔平成27年規則21号・65号・令和元年49号〕

様式第2（第4条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者指定取消書

第 年 月 日
号

様

愛知県 県税事務所長 印

あなたの次の最終処分場における産業廃棄物税特別徴収義務者に係る指定を取り消します。

なお、特別徴収義務者の証票を返納してください。

最終処分場	所在地	
	名称	
最終処分業者の氏名又は名称		
この指定取消しは、 年 月 日から適用します。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第3（第5条関係）

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者登録（変更）申請書

年 月 日

愛知県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名〔名称及び
代表者氏名〕

電話番号

処分業の許可番号

愛知県産業廃棄物税条例 第12条第1項（第12条第3項）の規定により、産業廃棄物税特別徴収義務者の登録（変更）を申請します。
第12条第2項

最終 処分場	所在地				
	名称				
	電話番号				
	埋立処分 開始年月日	年 月 日			
	重量計の有無	有・無			
	産業廃棄物 処理施設	許可（届出） 年 月 日	年 月 日	許可番号	
処分業（中間処理） 許可の有無	有・無				
備考					
関与税理士の住所及び氏名		（電話 - - ）			
※登録番号		※登録証票交付年月日	年 月 日		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 産業廃棄物税特別徴収義務者変更申請書として使用する場合は、備考欄に変更事項及び変更年月日を記入すること。
3 ※印欄は、記入しないこと。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

様式第4（第6条関係）

第 号

産 業 廃 棄 物 税

特 別 徴 収 義 務 者 の 証

愛知県 県税事務所長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第5（第7条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日		※ 登 録 番 号				
				処理事項※				
		愛知県 県税事務所長 殿		通信日付印	確 認			
特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者氏名）							
	住所（所在地）		（電話 - - ）					
	最終処分場	所在地	（電話 - - ）					
		名称						
年 月分 産業廃棄物税納入申告書								
区 分		課税標準量 ①	税 率 ②	税 額 (①×②) ③				
申告納入		トン	円	円				
備 考								
関与税理士の住所及び氏名			（電話 - - ）					

- (注) 1 課税標準量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
 2 愛知県産業廃棄物税条例施行規則第3条の規定による当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準量とする場合は、産業廃棄物税重量換算明細書を添付してください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

W様式第6（第7条、第11条関係）

特別徴収義務者名 又は申告納税者名				
年	月分	登録番号		
産業廃棄物税重量換算明細書				
重量 の 計 測 が 困 難 な も の	産業廃棄物の種類	搬入量 (立方メートル)	換算係数	換算重量 (トン)
	燃え殻			.
	汚泥			.
	廃油			.
	廃プラスチック類			.
	紙くず			.
	木くず			.
	繊維くず			.
	動物又は植物に係る固形状の不要物			.
	獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物			.
	ゴムくず			.
	金属くず			.
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			.
	鉞さい			.
	コンクリートの破片その他これに類する不要物			.
	動物のふん尿			.
	動物の死体			.
	ばいじん			.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる廃棄物			.	
小計			.	
重量が計測できたもの	搬入重量(トン)		.	
合計			.	

(注) 換算重量及び搬入重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第7 (第8条関係)

受付印

産業廃棄物税徴収猶予申請書

年 月 日

愛知県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名 { 名称及び
代表者氏名 }

電 話 番 号

愛知県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、産業廃棄物税の徴収猶予を申請します。

最 終 処分場	所 在 地			
	名 称			
	電 話 番 号			
	登 録 番 号			
徴収猶予の対象となる月		年 月分	納 期 限	年 月 日
税 額		円		
徴収猶予申請税額		円		
徴収猶予申請税額及び 徴収猶予期間の明細		円	年 月 日から	年 月 日まで
		円		年 月 日まで
		円		年 月 日まで
担 保 提 供 の 有 無		担 保 提 供 の 種 類		
添 付 資 料				
摘 要				
関与税理士の住所及び 氏名		(電話 - -)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

様式第8（第8条関係）

産業廃棄物税徴収猶予承認（申請却下）通知書

年 月 日

（住所（所在地））

（氏名（名称）） 様

愛知県 県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予については、下記のとおり承認（却下）しましたから、愛知県産業廃棄物税条例第14条第3項において準用する地方税法第15条の2の2 ^{第1項} _{第2項}の規定により通知します。

登 録 番 号			
徴収猶予の対象となる月	年 月分		
納 期 限	年 月 日		
税 額	円		
徴 収 猶 予 税 額	円		
徴 収 猶 予 税 額 及 び 徴 収 猶 予 期 間 の 明 細	円	年 月 日 から	年 月 日 まで
	円		年 月 日 まで
	円		年 月 日 まで
却 下 の 理 由			
備 考			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 用紙の欄外に次の文言を記載すること。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 1の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

一部改正〔平成27年規則65号・令和元年49号〕

W様式第9（第9条関係）

受付印

産業廃棄物税還付（納入免除）申請書

年 月 日

愛知県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名 名称及び
代表者氏名

電 話 番 号

愛知県産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付（納入免除）を申請します。

課税標準となる産業廃棄物の総重量		. トン	
還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額		円	
区 分	年 月分	年 月分	年 月分
還付又は納入義務の免除の別			
産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税額 (ア)	円	円	円
(ア)のうち既に受け取った金額	円	円	円
課税標準となる産業廃棄物の重量 (イ)	. トン	. トン	. トン
納入すべき産業廃棄物税額 ((イ)×1,000円/トン) (ウ)	円	円	円
(ウ)のうち既に納入した税額 納 入 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
還付又は納入義務の免除を受けようとする額	円	円	円
産業廃棄物を搬入した者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			
最 終 処分場	所在地	(電話 - -)	
	名 称	登録番号	
その他参考となる事由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

W様式第10（第9条関係）

産業廃棄物税還付（納入免除）承認通知書

年 月 日

（住所（所在地）

（氏名（名称）

様

愛知県

県税事務所長

印

次のとおり還付（納入免除）の申請を承認しましたから、愛知県産業廃棄物税条例第15条第4項の規定により通知します。

登録番号		申請年月日	年月日
年度	月別	還付額	納入免除額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円
備 考			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 用紙の欄外に次の文言を記載すること。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 1の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

3 処分の内容により、この様式の内容を適宜変更することができる。

一部改正〔平成25年規則43号・27年65号・令和元年49号〕

W様式第11（第9条関係）

産業廃棄物税還付（納入免除）申請却下通知書

年 月 日

（住所（所在地）

（氏名（名称）

様

愛知県

県税事務所長

印

次のとおり還付（納入免除）の申請を却下しましたから、愛知県産業廃棄物税条例第15条第4項の規定により通知します。

登録番号		申請年月日	年月日
申請額	還付額	円	納入免除額
			円
却下の理由			
備考			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 用紙の欄外に次の文言を記載すること。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 1の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

一部改正〔平成27年規則65号・令和元年49号〕

W様式第12（第10条関係）

受付印

産業廃棄物税最終処分場埋立処分開始（変更）報告書

年 月 日

愛知県 県税事務所長 殿

最終処分場設置者
住所（所在地）
氏名〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

愛知県産業廃棄物税条例第16条第1項（第16条第2項）の規定により、最終処分場における埋立処分開始（変更）を報告します。

最終 処分場	所在地				
	名称				
	電話番号				
	埋立処分開始 年 月 日	年 月 日			
	重量計の有無	有・無			
	産業廃棄物 処理施設	許可（届出） 年 月 日	年 月 日	許可番号	
備考					
関与税理士の住所及び氏名		（電話 - - ）			
※ 登録番号					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 産業廃棄物税最終処分場変更報告書として使用する場合は、備考欄に変更事項及び変更年月日を記入すること。
3 ※印欄は、記入しないこと。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

様式第13（第11条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		年 月 日		※ 登 録 番 号		
		愛知県 県税事務所長 殿		発行年月日 通 信 日 付 印 確 認		
申 告 納 税 者	氏名（名称及び代表者氏名）					
	住所（所在地）		（電話 - - ）			
	最終処分場	所在地	（電話 - - ）			
		名称				
年 月 分 産 業 廃 棄 物 税 納 付 （ 修 正 ） 申 告 書						
区分	課税標準量		税 率	税 額		
申 告 納 付	① ・ トン		② 円	(①×②) ③ 円		
	④ ・ トン		⑤ 円	(④×⑤) ⑥ 円		
	合 計 (③+⑥) ⑦		/	円		
	既に納付の確定した産業廃棄物税額			⑧	円	
	この申告により納付すべき産業廃棄物税額 (⑦-⑧)			⑨	円	
備考						
関与税理士の住所及び氏名		（電話 - - ）				

- (注) 1 課税標準量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
- 2 愛知県産業廃棄物税条例施行規則第3条の規定による当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準量とする場合は、税率区分ごとに産業廃棄物税重量換算明細書を添付してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕

W様式第14（第12条関係）

産業廃棄物税等 更正 決定 通知書		第 年	月	号 日	
(住所(所在地)) (氏名(名称)) 様		愛知県 県税事務所長 印			
次のとおり、産業廃棄物税を更正 決定 しました。また、これに対する 加算金額を決定しまし		た。			
したがって、この通知書による不足税額(※)及び 加算金額(※)を別紙納付(納入)書により、 年 月 日までに裏面記載の納付場所へ納めてください。					
なお、不足税額については、裏面記載の方法により計算した延滞金額を併せて納付(納入)してください。					
登録番号		更正・決定の対象となる月			
		年 月分			
区 分		更正又は決定 によるもの	差引過不足		
課 税 標 準 量 ①	トン	トン	トン		
税 率 ②	円	円	円		
税 額 (①×②) ③	円	円	円		
課 税 標 準 量 ④	トン	トン	トン		
税 率 ⑤	円	円	円		
税 額 (④×⑤) ⑥	円	円	円		
合計税額(③+⑥) ⑦	円	円	※ 円		
		基礎となる税額	課 率	加算金額	
更正(決定)による加算金額	過 少 申 告 額 加 算 金 額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	※ 円
		5%加重分		$\frac{5}{100}$	
	不 加 算 金 額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	※
		5%加重分		$\frac{5}{100}$	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
		5%適用分		$\frac{5}{100}$	
	重 金 加 算 額	35%適用分		$\frac{35}{100}$	※
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
		40%適用分		$\frac{40}{100}$	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	
更正・決定の理由					
申告書提出期限		年 月 日	更正・決定通知日	年 月 日	
申告書提出日		年 月 日	更正・決定納期限	年 月 日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。
2 裏面に納付の場所、法律及び条例に定める延滞金の計算方法並びに次の文言を記載すること。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 1の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

3 処分の内容により、この様式の内容を適宜変更することができる。

一部改正〔平成18年規則90号・19年40号・62号・25年43号・27年65号・28年62号・令和元年49号〕